

代理受領制度をご利用ください

●交野市では木造住宅除却補助金の受け取りに代理受領制度をご利用いただけます。

代理受領制度とは・・・

市が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、木造住宅の解体工事等を実施した業者（解体工事業者）の方が直接受け取ることができる制度です。

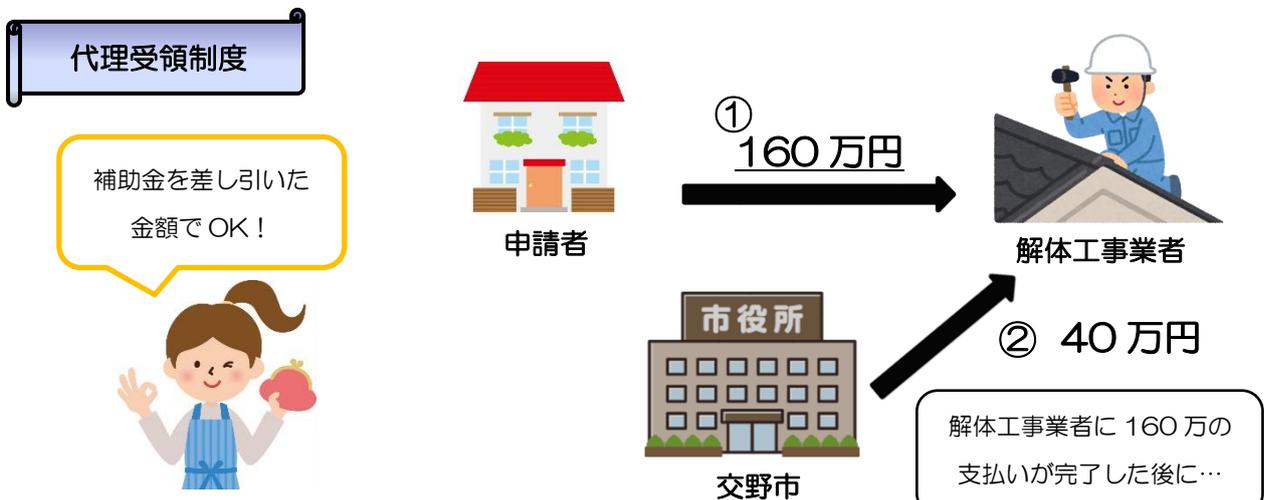
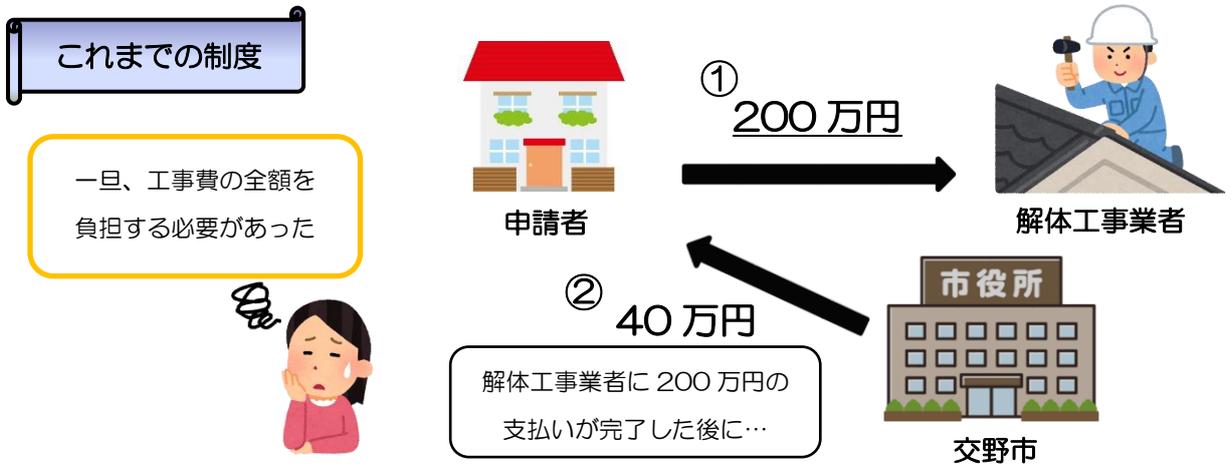
この制度を利用することで、申請者は解体工事費用等から補助金を差し引いた額を用意すれば良くなり、費用の負担が軽減されます。

※ 代理受領制度を利用される方は、申請時に「補助金代理受領予定届出書」を提出してください。

※ 代理受領できるのは、申請者との契約による木造住宅の解体等を実施した業者に限ります。

※ 代理受領制度を利用される場合は、代理受領事業者の同意が必要となります。

例：木造住宅の除却（解体）工事費用が200万円で、補助額が40万円の場合



※どちらの制度を利用するかは申請者の方で選びいただけます。